

ゲストハウスふれあい交流促進事業費補助制度について

宿泊者と地域との交流を促進する事業を募集します！

金沢市では、ゲストハウスを核とした地域コミュニティの活性化及び金沢へのさらなる誘客促進を図るため、ゲストハウスが地域団体と連携して実施する宿泊者向けの交流事業を支援しています。

【ゲストハウスふれあい交流促進事業費補助制度】

【対象者】

市内に所在するゲストハウスを営業する者

※ただし、市税を滞納している者は除く。

【対象事業】

宿泊者向けの交流事業で、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

- ① ゲストハウスの宿泊者を対象に、市内で実施する事業であること
- ② 本市の地域資源を活用している事業であって、地域コミュニティの活性化及び本市への誘客促進に資するものであること
- ③ 地域団体と連携した事業であること
- ④ ゲストハウスの関係者が付き添うものであること

※補助金交付決定の日から令和5年（2023年）3月31日までに完了する事業が対象となります。

【対象施設】

次に掲げる宿泊施設が対象です。

- ・旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた同法第2条第3項の簡易宿所営業を行う施設。ただし、一棟の一部を使用して営業を行う施設を除く。

【支援内容】

- ・対象経費の1/2以内の補助金交付（限度額20万円）

※ただし、終了時間が19時を超える場合、

対象経費の2/3以内の補助金交付（限度額20万円）

区 分	経 費
対象経費	謝金、消耗品費、原材料費、体験料、使用料 通信料、保険料、広告宣伝費、その他市長の認める経費
対象外経費	施設等を維持するための経費、経常的な活動に要する経費、人件費、備品その他の動産又は不動産の購入費、補助対象事業に直接関係のない飲食費、宿泊者の宿泊に係る経費

【支援の流れ】



補助金交付申請書提出
(事業開始日の1ヶ月前頃が目途)



補助金交付決定の通知



事業実施



事業実績報告書・実施内容提出
(事業完了日から15日以内)



補助金額確定



補助金額請求



支払

※申請書等の様式は

金沢市公式サイト→「文化・スポーツ・観光」→「観光」→「事業者向け」→「補助制度」からダウンロードできます。

問い合わせ・申請先 金沢市経済局観光政策課

TEL:076-220-2194 FAX:076-260-7191 E-mail:kankou@city.kanazawa.lg.jp